

## 中土佐町木造住宅耐震診断事業実施要綱

令和2年6月25日  
中土佐町告示第78号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、次期南海地震に備え、木造住宅の安全性の向上を図り、住民が安心して住むことのできるまちづくりを進めるとともに、安全な居住環境に対する住民意識の向上を図ることを目的とし、住宅の耐震診断を行う者を派遣する事業（以下「耐震診断事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 木造住宅

柱、梁等の主要構造部材が木造で造られている木造軸組の住宅をいう。

#### (2) 耐震診断

財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士連合会編集による「増補版木造住宅の耐震精密診断補強方法」を基準に作成した高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき建築物の地震に対する安全性を評価する事をいう。

#### (3) 耐震診断士

高知県が実施する耐震診断講習会の過程を終了し、高知県知事から登録を受けた者をいう。

### (対象住宅)

第3条 耐震調査事業の対象となる住宅は、町内に所在し、次の各号いずれにも該当する木造住宅とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建物で昭和57年1月1日までに竣工した階数が2以下の建物

(2) 併用住宅においては、居住の用に供されている部分があるもの

(3) 丸太組工法によって建築されたもの以外のもの

(4) 大臣等の特別な認定を得た工法によって建築されたもの以外のもの

### (対象者)

第4条 耐震調査事業の対象者は、前条の規定に該当する住宅の所有者または相続権者とする。

### (申込み)

第5条 耐震診断を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、様式第1号木造住宅耐震診断事業申込書を町長に提出しなければならない。

### (派遣決定等)

第6条 町長は、前条の診断申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し耐震診断士（以下「診断士」という）の派遣の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、診断士の派遣を決定したときは木造住宅耐震診断士派遣決定通知書により、当該申込書に通知するものとする。

(結果報告)

第7条 診断士は、耐震調査事業に係る木造住宅の耐震診断を実施したときは、診断完了後速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

(派遣決定の取り消し等)

第8条 町長は、第6条第2項の規定により診断士の派遣をする決定を受けた申込者（以下「受診者」という。）が虚偽の申請又は不正の手段により当該派遣の決定を受けたときは、診断士の派遣の決定を取り消し、若しくは診断士の派遣に要した経費に相当する額の納付を命じる事が出来るものとし、又は既に納付した負担金は還付しないものとする。

(守秘義務)

第9条 診断士は、耐震診断事業に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日中土佐告示第29号）

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。

附 則（平成22年6月10日中土佐告示第22号）

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則（平成26年4月1日中土佐告示第49号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日中土佐告示第43号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日中土佐告示第38号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附 則（令和2年6月25日中土佐告示第78号）

この要綱は、令和2年6月25日から施行する

# 木造住宅耐震診断事業申込書

※ 1用紙、1建築物のみの記入をお願いします。

中土佐町長 池田 洋光 様					
令和 年 月 日					
〒 ー					
申込者 住 所					
フリガナ 氏 名 ⑩					
生年月日 年 月 日					
電話番号 ( )					
申し込み建築物の固定資産課税台帳登録状況を町が確認する事に同意します。					
申請者の氏名・住所・連絡先を診断事業に必要な範囲で診断士等に提供することに同意します。					
建築物	所在地				
	所有者 <sup>フリガナ</sup> 氏名				
	建築時期	明治 大正 昭和 年 頃  ※大体でかまいません			
	床面積	1 階	2 階	階	地 下
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
又は 坪		又は 坪	又は 坪	又は 坪	又は 坪
備 考 (増改築、診断士の希望などがあれば記入)	※いつ頃、どの部分を増改築されたかご記入ください。 ※希望の診断士さんがいれば、名前をご記入ください。				

【お問い合わせ・提出先】  
中土佐町役場総務課  
危機管理室